

平成26年6月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成26年度6月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成26年6月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	平成26年度鳥取県一般会計補正予算			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1	
	2 補正予算給与費明細書	財政課	5	
	3 補正予算説明資料	(総括表)		6
		人権局 人権・同和対策課		7
	4 歳入歳出事項別明細書		8	
5 節の明細		10		

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第6号	鳥取県税条例の一部改正について	税務課	11

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	平成25年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	関西本部ほか	18
第9号	長期継続契約の締結状況について	総務課ほか	19

平成26年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	696,653	31,486	728,139
9 国庫支出金	43,878,793	3,836,597	47,715,390
12 繰入金	23,135,403	402,431	23,537,834
13 繰越金	2,000,000	2,098,758	4,098,758
14 諸収入	12,838,554	31,589	12,870,143
15 県債	41,388,000	2,371,000	43,759,000
歳入合計	337,959,000	8,771,861	346,730,861

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	25,369,893	141,837	25,511,730	20,943		12,715	108,179
3 民生費	45,042,717	416,033	45,458,750	68,657		219,688	127,688
4 衛生費	12,983,045	77,478	13,060,523	15,389		35,242	26,847
5 労働費	3,658,506	120,993	3,779,499	3,051	5,000	97,865	15,077
6 農林水産業費	25,785,158	1,250,672	27,035,830	720,643	147,000	33,960	349,069
7 商工費	11,948,094	547,293	12,495,387			7,947	539,346
8 土木費	43,606,710	5,953,462	49,560,172	2,975,223	2,045,000	37,483	895,756
9 警察費	16,432,562	5,787	16,438,349			25	5,762
10 教育費	72,069,340	258,306	72,327,646	32,691	174,000	14,889	36,726
歳出合計	337,959,000	8,771,861	346,730,861	3,836,597	2,371,000	459,814	2,104,450

歳 入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 農林水産業費分担金	123,411	21,201	144,612	1 農地費分担金	21,201	土地改良費分担金 21,001 農地防災事業費分担金 200
計	157,566	21,201	178,767			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
3 農林水産業費負担金	257,257	8,585	265,842	1 農地費負担金	10,880	土地改良費負担金 9,980 農地防災事業費負担金 900
				3 水産業費負担金	△ 2,295	漁港建設費負担金
4 土木費負担金	266,446	1,700	268,146	3 河川海岸費負担金	2,300	砂防費負担金
				5 都市計画費負担金	△ 600	街路事業費負担金
計	539,087	10,285	549,372			

9款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 総務費国庫補助金	1,415,818	12,700	1,428,518	4 防災費補助金	12,700	防災総務費補助金
2 民生費国庫補助金	2,583,399	68,657	2,652,056	1 社会福祉費補助金	9,435	障がい者自立支援事業費補助金
				2 児童福祉費補助金	59,222	児童福祉総務費補助金 57,408 母子福祉費補助金 1,814
3 衛生費国庫補助金	1,233,441	10,432	1,243,873	1 公衆衛生費補助金	9,202	特定疾患対策費補助金
				3 医薬費補助金	1,230	医務費補助金
4 労働費国庫補助金	691,888	3,051	694,939	2 職業訓練費補助金	3,051	職業訓練校費補助金
5 農林水産業費国庫補助金	5,801,608	720,643	6,522,251	1 農業費補助金	533,573	農業総務費補助金 352,036 農作物対策費補助金 181,537
				3 農地費補助金	38,303	土地改良費補助金 32,803 農地防災事業費補助金 5,500
				4 林業費補助金	116,337	治山費補助金
				5 水産業費補助金	32,430	漁港建設費補助金 12,430 水産基盤整備事業費補助金 20,000
7 土木費国庫補助金	12,986,155	2,975,223	15,961,378	1 土木管理費補助金	2,774	土木総務費補助金
				2 道路橋りょう費補助金	2,948,843	道路橋りょう維持費補助金 2,301,938 道路橋りょう新設改良費補助金 646,905
				3 河川海岸費補助金	20,230	河川改良費補助金 △ 113,100 砂防費補助金 133,330
				4 港湾費補助金	7,576	港湾建設費補助金 4,011 空港費補助金 3,565
				5 都市計画費補助金	△ 4,200	街路事業費補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
9 教育費国庫補助金	611,744	31,539	643,283	1 教育総務費補助金	2,988	教育連絡調整費補助金
				5 特殊学校費補助金	28,551	特別支援学校管理費補助金 2,587 特別支援学校費補助金 25,964
計	28,623,061	3,822,245	32,445,306			

3項 委託金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 総務費委託金	306,273	8,243	314,516	5 市町村振興費委託金	8,243	自治振興費委託金
3 衛生費委託金	199,876	4,957	204,833	3 医薬費委託金	4,957	薬務費委託金
7 教育費委託金	77,516	1,152	78,668	2 保健体育費委託金	1,152	学校体育振興費委託金
計	951,317	14,352	965,669			

12款 繰入金

1項 特別会計繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
4 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰入金	0	5,692	5,692	1 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰入金	5,692	
計	53,187	5,692	58,879			

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
9 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	1,581,935	97,865	1,679,800	1 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	97,865	労政総務費充当
10 安心子ども基金繰入金	654,443	107,661	762,104	1 安心子ども基金繰入金	107,661	児童福祉総務費充当
12 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金繰入金	119,395	36,000	155,395	1 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金繰入金	36,000	障がい者自立支援事業費充当
14 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	35,823	71,517	107,340	1 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	71,517	老人福祉費充当
16 自死対策緊急強化基金繰入金	25,625	20,117	45,742	1 自死対策緊急強化基金繰入金	20,117	健康県づくり推進費充当
19 地域医療再生基金繰入金	1,352,248	15,111	1,367,359	1 地域医療再生基金繰入金	15,111	医務費充当
20 とっとり支えあい基金繰入金	917,957	18,425	936,382	1 とっとり支えあい基金繰入金	18,425	老人福祉費充当 3,000 建築指導費充当 8,579 特別支援学校費充当 6,846
21 地域の元気・公共投資臨時基金繰入金	2,290,246	30,043	2,320,289	1 地域の元気・公共投資臨時基金繰入金	30,043	砂防費充当 22,000 特別支援学校費充当 8,043
計	23,082,216	396,739	23,478,955			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	2,000,000	2,098,758	4,098,758	1 前年度繰越金	2,098,758	
計	2,000,000	2,098,758	4,098,758			

14款 諸収入

5項 受託事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
11 農業・食品産業技術総合研究機構受託事業収入	200	3,395	3,595	1 農業・食品産業技術総合研究機構受託事業収入	3,395	

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
18 森林総合研究所 受託事業収入	2,564	345	2,909	1 森林総合研究所 受託事業収入	345	
30 農林水産・食品産業 技術振興協会受託事業収入	0	100	100	1 農林水産・食品産業 技術振興協会受託事業収入	100	
31 全国農業協同組合連合会 受託事業収入	0	324	324	1 全国農業協同組合連合会 受託事業収入	324	
計	6,074,205	4,164	6,078,369			

8項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
7 雑 入	1,390,471	27,425	1,417,896	1 雑 入	27,425	
計	1,719,369	27,425	1,746,794			

15款 県 債

1項 県 債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
3 農 林 水 産 業 債	1,753,000	147,000	1,900,000	1 農 地 債	18,000	土地改良費充当 15,000 農地防災事業費充当 3,000
				2 林 業 債	98,000	治山費充当
				3 水 産 業 債	31,000	漁港建設費充当 13,000 水産基盤整備事業費充当 18,000
4 普 通 土 木 債	9,985,000	1,137,000	11,122,000	2 道 路 橋 り よ う 債	1,119,000	道路橋りょう維持費充当 656,000 道路橋りょう新設改良費充当 463,000
				3 河 川 海 岸 債	17,000	河川改良費充当 △ 102,000 砂防費充当 119,000
				4 港 湾 債	3,000	空港費充当
				5 都 市 計 画 債	△ 2,000	街路事業費充当
6 教 育 債	1,366,000	174,000	1,540,000	1 教 育 総 務 債	91,000	教育財産管理費充当
				2 特 殊 学 校 債	83,000	特別支援学校費充当
8 直 轄 事 業 債	3,679,000	908,000	4,587,000	1 直 轄 道 路 事 業 債	770,000	直轄道路事業費充当
				2 直 轄 河 川 海 岸 事 業 債	138,000	直轄河川事業費充当 81,000 直轄海岸保全事業費充当 12,000 直轄砂防事業費充当 45,000
11 労 働 債	0	5,000	5,000	1 職 業 訓 練 債	5,000	職業訓練校費充当
計	41,388,000	2,371,000	43,759,000			

給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	給 与 費						計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)					
補正後	長等	2		24,684	8,083 2.71			32,767	5,586	38,353	
	議員	35	304,311		100,753 2.74			405,064		405,064	
	その他の特別職	8,725	3,941,365	6,420	2,103 2.71		660	3,950,548	459,215	4,409,763	
	計	8,762	4,245,676	31,104	110,939		660	4,388,379	464,801	4,853,180	
補正前	長等	2		24,684	8,083 2.71			32,767	5,586	38,353	
	議員	35	304,311		100,753 2.74			405,064		405,064	
	その他の特別職	8,675	3,930,531	6,420	2,103 2.71		660	3,939,714	458,094	4,397,808	
	計	8,712	4,234,842	31,104	110,939		660	4,377,545	463,680	4,841,225	
比較	長等										
	議員										
	その他の特別職	50	10,834					10,834	1,121	11,955	
	計	50	10,834					10,834	1,121	11,955	

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 人権局 人権・同和対策課	454,095	495	454,590			495		
合計	86,281,015	495	86,281,510	0	0	495	0	
<p><説明> 鳥取県立人権ひろば21基金造成補助事業(495千円)の実施に伴う補正。</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課(内線:7121)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県立人権ひろば21基金造成補助事業	0	495	495			(雑入) 495		
トータルコスト	0	495	495	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、補助金支払い、精算事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

指名指定管理施設については、指定管理者の選定に関しての競争原理が公募による選定の場合のように働いていないと考えられることから、管理委託料に余剰金が生じた場合には、その全額を返納していただき、県はその返納額を上限として、指定管理者が公益事業への活用を目的として設ける基金の造成経費に対して返納額の2分の1を交付することとしている。

平成25年度の管理委託料の余剰額については、県に返納された額のうち、指定管理者から外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額の控除等を行った額の2分の1を、指定管理者に基金造成補助金として交付する。

2 主な事業内容

区分	金額	主な内容
平成25年度管理委託料余剰額 (A)	1,042千円	
複数年契約導入による請負差額 (B)	53千円	清掃委託契約
差引(基金造成補助事業) (C) = ((A) - (B)) × 1/2	495千円	(参考) 平成25年度管理委託料支払額 10,775千円

交付先:公益社団法人鳥取県人権文化センター(県立人権ひろば21の指名指定管理者)
基金を充当する事業:

- (1) 人権問題についての調査・研究、より有効な啓発手法等の開発を行う調査研究事業
- (2) ワークショップ講座、人権ファシリテータ講座の開催等の研修事業
- (3) 啓発教材の作成・配布・貸出等を行う啓発・情報提供事業
- (4) 人権ひろば21で開催する人権学習会、人権ライブラリーでの書籍の貸出等の人権学習支援事業

平成26年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	3款 民生費								
				うち総務部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	416,904		416,904	12,886		12,886	12,886		12,886
2 給 料	1,588,420		1,588,420	44,328		44,328	44,328		44,328
3 職員手当等	890,631		890,631	22,200		22,200	22,200		22,200
4 共 済 費	612,998		612,998	17,607		17,607	17,607		17,607
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金	1,357		1,357						
8 報 償 費	63,437	310	63,747	5,883		5,883	5,883		5,883
9 旅 費	68,579	730	69,309	5,513		5,513	5,513		5,513
費用弁償	10,888		10,888	1,323		1,323	1,323		1,323
普通旅費	37,491		37,491	1,206		1,206	1,206		1,206
特別旅費	20,200	730	20,930	2,984		2,984	2,984		2,984
10 交 際 費									
11 需 用 費	192,856	4,565	197,421	4,572		4,572	4,572		4,572
12 役 務 費	91,497	3,177	94,674	4,446		4,446	4,446		4,446
13 委 託 料	2,831,978	63,898	2,895,876	43,462		43,462	43,462		43,462
14 使用料及び賃借料	82,255	180	82,435	2,280		2,280	2,280		2,280
15 工 事 請 負 費	412,387	28,000	440,387						
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	27,636		27,636	130		130	130		130
19 負担金、補助及び交付金	34,524,336	315,173	34,839,509	290,788	495	291,283	290,788	495	291,283
20 扶 助 費	1,775,044		1,775,044						
21 貸 付 金	37,986		37,986						
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	59		59						
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	1,421,144		1,421,144						
26 寄 付 金	1,250		1,250						
27 公 課 費	81		81						
28 繰 出 金	1,882		1,882						
予 備 費									
計	45,042,717	416,033	45,458,750	454,095	495	454,590	454,095	495	454,590
財 国 庫 支 出 金	4,518,882	68,657	4,587,539	204,250		204,250	204,250		204,250
源 地 方 債	72,000		72,000						
内 そ の 他	4,851,610	219,688	5,071,298	49	495	544	49	495	544
訳 一 般 財 源	35,600,225	127,688	35,727,913	249,796		249,796	249,796		249,796

平成26年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	3款 民生費			総 務 部 合 計			
	うち総務部						
	1項 社会福祉費			補正前	補正額	補正後	
	1目 社会福祉総務費						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	12,886		12,886	193,532		193,532	
2 給 料	44,328		44,328	1,513,366		1,513,366	
3 職員手当等	22,200		22,200	3,891,453		3,891,453	
4 共 済 費	17,607		17,607	575,584		575,584	
5 災 害 補 償 費				500		500	
6 恩給及び退職年金				22,591		22,591	
7 賃 金				27,452		27,452	
8 報 償 費	5,883		5,883	252,047		252,047	
9 旅 費	5,513		5,513	117,520		117,520	
費用弁償	1,323		1,323	7,825		7,825	
普通旅費	1,206		1,206	97,019		97,019	
特別旅費	2,984		2,984	12,676		12,676	
10 交 際 費				3,500		3,500	
11 需 用 費	4,572		4,572	289,266		289,266	
12 役 務 費	4,446		4,446	244,933		244,933	
13 委 託 料	43,462		43,462	1,642,579		1,642,579	
14 使用料及び賃借料	2,280		2,280	674,675		674,675	
15 工 事 請 負 費				312,719		312,719	
16 原 材 料 費							
17 公有財産購入費							
18 備 品 購 入 費	130		130	9,089		9,089	
19 負担金、補助及び交付金	290,788	495	291,283	8,672,962	495	8,673,457	
20 扶 助 費							
21 賞 付 金							
22 補償、補填及び賠償金				2,000		2,000	
23 償還金、利子及び割引料				5,845,292		5,845,292	
24 投資及び出資金							
25 積 立 金				161,219		161,219	
26 寄 付 金							
27 公 課 費							
28 繰 出 金				61,678,736		61,678,736	
予 備 費				150,000		150,000	
計	454,095	495	454,590	86,281,015	495	86,281,510	
財 源 内 訳	国庫支出金	204,250		204,250	431,016		431,016
	地方債						
	その他	49	495	544	8,771,203	495	8,771,698
	一般財源	249,796		249,796	77,078,796		77,078,796

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
負担金、補助 及び交付金	鳥取県立人権ひろば21基金造成事業補助金
	495

条
例
名
等

鳥取県税条例の一部改正について

提
出
理
由
及
び
概
要

1 提出理由

地方税法の一部が改正され、個人が床面積240平方メートル以下の既存住宅を取得後に耐震改修を実施すると不動産取得税が減額される制度が創設されたことに鑑み、床面積が240平方メートルを超える3世代住宅に対して課する不動産取得税についても同様に減免する等、所要の改正を行う。

2 概要

(1) 3世代以上の親族が同居する床面積が240平方メートルを超える既存住宅を取得後に耐震改修を実施した場合に課する不動産取得税については、住宅の床面積が240平方メートル以下の場合に地方税法により減額されることとなる額に相当する額を減免できることとする。

	従 前	平成26年度税制改正
地方税法による軽減措置	<p>○概要 自己居住用の既存住宅の取得に対し新築年に応じた額を控除。</p> <p>○要件 ①床面積 <u>50㎡以上240㎡以下</u> ②次のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得前20年以内に新築（RC造等は25年） 昭和57年1月1日以降新築 耐震基準適合証明あり（取得日前の証明） 	<p>以下の軽減措置を新設</p> <p>◎耐震基準不適合既存住宅の取得に対する税額の減額（新設）</p> <p>○要件 自己居住用の既存住宅で左記要件①に該当するが、②に該当しない住宅を取得した後、6月以内に耐震改修を行い、耐震基準の適合について証明を受け、居住の用に供した場合、左記と同等の税額を減額。また、耐震改修中は徴収を猶予。 ※住宅のみで、土地についての軽減はない。 ※以上は、2月議会で条例改正済。</p>
本県独自の減免制度	<p>○概要 3世代が同居する既存住宅の取得に対し、新築年に応じた税額を減免。</p> <p>○要件 ①<u>3世代以上の親族が同居すること</u> ②床面積 <u>240㎡超</u> ③次のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得前20年以内に新築（RC造等は25年） 昭和57年1月1日以降新築 耐震基準適合証明あり（取得日前の証明） 	<p>○概要 上記の軽減措置の新設に伴い、3世代が同居する耐震基準不適合既存住宅の取得に対しても同様に減免。</p> <p>○要件 自己居住用の既存住宅で左記要件①及び②に該当するが、③に該当しない住宅を取得した後、6月以内に耐震改修を行い、耐震基準の適合について証明を受け、居住の用に供した場合、左記と同等の税額を減免。また、耐震改修中は徴収を猶予。 ※住宅のみで、土地についての軽減はない。</p>

(2) (1)の不動産取得税の減免の申告及び徴収猶予について定める。

3 施行期日等

- (1) 施行期日は、公布日とする。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（3世代住宅の取得に対する不動産取得税の減免） 第78条の2 知事は、<u>法第73条の14第1項若しくは第3項又は第73条の27の2第1項の規定の適用を受けない住宅で、当該住宅に同居する直系の親族の世代数が当該住宅の取得者の世代を含めて3以上のもの（以下「3世代住宅」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、当該3世代住宅が法第73条の14第1項又は第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないとしたならば同条第1項若しくは第3項又は法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けることとなる場合には、法第73条の14第1項若しくは第3項の規定により控除するものとされる額に税率を乗じて得た額又は法第73条の27の2第1項の規定により減額するものとされる額に相当する額を減免することができる。</u></p>	<p>（3世代住宅の取得に対する不動産取得税の減免） 第78条の2 知事は、法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けない住宅（同条第1項又は第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないことによりこれらの規定の適用を受けないものに限る。）で、当該住宅に同居する直系の親族の世代数が当該住宅の取得者の世代を含めて3以上のもの（以下「3世代住宅」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、<u>同条第1項又は第3項の規定を適用したとしたならば、これらの規定により不動産取得税の課税標準の算定について1戸につき価格から控除するものとされる額に税率を乗じて得た額を減免することができる。</u></p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>（3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減免） 第78条の3 知事は、法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けない土地で、3世代住宅の用に供するものの取得に対して課する不動産取得税については、<u>当該3世代住宅が同条第1項又は法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないとしたならば法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けることとなる場合には、これらの規定により減額するものとされる額に相当する額を減免することができる。</u></p>	<p>（3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減免） 第78条の3 知事は、法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けない土地（<u>当該土地に係る住宅が同条第1項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないことにより同条第1項又は第2項の規定の適用を受けないものに限る。</u>）で、3世代住宅の用に供するものの取得に対して課する不動産取得税については、<u>同条第1項又は第2項の規定を適用したとしたならば、これらの規定により減額するものとされる額に相当する額を減免することができる。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 第1項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき第83条の2第1項の規定により徴収猶予がなされた場合、当該土地を取得した時において土地の利用につき法令による制限があり住宅を新築することができない場合その他当該土地を取得した時において住宅を新築することができないことにつき真にやむを得ない理由がある場合を除き、当該土地の取得者から、第106条に定めるところにより、当該土地の取得につき第1項の規定の適用が</p>	<p>3 第1項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合、当該土地を取得した時において土地の利用につき法令による制限があり住宅を新築することができない場合その他当該土地を取得した時において住宅を新築することができないことにつき真にやむを得ない理由がある場合を除き、当該土地の取得者から、第106条に定めるところにより、当該土地の取得につき第1項の規定の適用があるべ</p>

あるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、同項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用するものとする。

4 略

(3) 3世代住宅等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予

第83条の2 知事は、住宅又は土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅又は土地の取得者から当該不動産取得税について第78条の2第1項又は第78条の3第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、第1号に該当する住宅の取得にあつては当該取得の日から6月以内の期間、第2号に該当する土地の取得にあつては当該取得の日から3年以内の期間、第3号に該当する土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内の期間を限って、当該住宅又は土地に係る不動産取得税額のうち第78条の2第1項又は第78条の3第1項の規定により減免することができる額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

(1) 住宅を取得した日から6月以内に法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修（以下「耐震改修」という。）を行う場合

(2) 土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に住宅を新築する場合

(3) 土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある住宅を取得する場合

き旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、同項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用するものとする。

4 略

(3) 3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予

第83条の2 知事は、土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該土地の取得者から当該不動産取得税について次の各号のいずれかに該当する旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、第1号に該当する土地の取得にあつては当該取得の日から3年以内の期間、第2号に該当する土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内の期間を限って、当該土地に係る不動産取得税額のうち第78条の3第1項の規定により減免することができる額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

(1) 土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に3世代住宅を新築する場合（当該取得をした者（以下この号において「取得者」という。）が当該土地を当該3世代住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該3世代住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。）

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある既存の3世代住宅等（既存の3世代住宅（新築された3世代住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の3世代住宅で法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の要件のうち、床面積に係る要件を除くいずれかの要件に該当するものをいう。以下同じ。）及び新築された3世代住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものうち当該3世代住宅に係る土地について前号に該当するもの以外

<p>2 前項の申告は、第84条第1項の規定により当該住宅又は土地の取得の事実を申告する際、第106条の2の定めるところによって、併せてしなければならない。</p>	<p>のものをいう。)を取得する場合 2 前項の申告は、第84条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、第106条の2の定めるところによって、併せてしなければならない。</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>
<p>(3世代住宅等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)</p>	<p>(3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)</p>
<p>第83条の3 知事は、前条第1項の規定によって徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について第78条の2第1項若しくは第78条の3第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。</p>	<p>第83条の3 知事は、前条第1項の規定によって徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について前条第1項第1号若しくは第2号に該当しないことが明らかとなったとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(3世代住宅等の取得に対する不動産取得税の還付等)</p>	<p>(3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付等)</p>
<p>第83条の4 知事は、住宅又は土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第78条の2第1項又は第78条の3第1項の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、これらの規定によって減免することができる額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。</p>	<p>第83条の4 知事は、土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第83条の2第1項第1号又は第2号に該当し第78条の3第1項の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、同項の規定によって減免することができる額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額に関する申告)</p>	<p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額に関する申告)</p>
<p>第91条 法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>第91条 法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 住宅を取得した者の住所及び氏名</p>	<p>(1) 住宅を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称</p>
<p>(2)～(4) 略</p>	<p>(2)～(4) 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p>	<p>(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p>
<p>第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶</p>	<p>第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶</p>

予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から6月以内に同条第1項に規定する耐震改修を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 住宅を取得した者の住所及び氏名

(2)・(3) 略

(4) 耐震改修をする予定年月日

(5) 略

2 略

(3世代住宅の取得に対して課する不動産取得税の減免に関する申告)

第105条 略

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 当該住宅が法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないとしたならば同項に規定する耐震基準適合既存住宅に該当することとなる場合にはそのことを証明する書類

(3) 当該住宅に耐震改修を行った場合には当該住宅が耐震基準に適合することにつき法第73条の27の2第1項の総務省令で定めるところにより証明する書類

(4) 略

3 略

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減免に関する申告)

第106条 略

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前条第2項の規定により既に提出されている書類については、添付を省略することができる。

(1) 略

(2) 当該住宅が法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないとしたならば同項に規定する耐震基準適合既存住宅に該当することとなる場合にはそのことを証明する書類

予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から6月以内に同条第1項に規定する耐震改修を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 住宅を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2)・(3) 略

(4) 法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修予定年月日

(5) 略

2 略

(3世代住宅の取得に対して課する不動産取得税の減免に関する申告)

第105条 略

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 当該住宅が既存の3世代住宅である場合にはそのことを証明する書類

(3) 略

3 略

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減免に関する申告)

第106条 略

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前条第2項の規定により既に提出されている書類については、添付を省略することができる。

(1) 略

(2) 当該住宅が既存の3世代住宅である場合にはそのことを証明する書類

(3) 略
3・4 略

(3世代住宅等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第106条の2 第83条の2第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項各号に規定する期間内に3世代住宅の耐震改修、新築又は取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅又は土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 住宅又は土地を取得した者の住所及び氏名
- (2) 土地を取得した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 住宅又は土地を取得した年月日
- (4) 住宅の所在、用途及び床面積並びに住宅を取得した場合はその家屋番号
- (5) 住宅の耐震改修又は新築をする場合には着工及び完成の予定年月日、住宅の取得をする場合には取得する予定年月日

(6) 略
2 略

(自動車取得税の課税免除)

第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号及び第4号に規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1)・(2) 略
- (3) 一般財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車

(4) 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1)～(8) 略
- (9) 一般財団法人鳥取県交通安全協会が所有する自動車で専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供するもの

(3) 略
3・4 略

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第106条の2 第83条の2第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項第1号の3世代住宅の新築又は同項第2号の既存の3世代住宅等の取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所及び氏名
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 住宅の所在、用途及び床面積
- (5) 住宅の着工及び完成の予定年月日又は取得する予定年月日

(6) 略
2 略

(自動車取得税の課税免除)

第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号及び第4号に規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1)・(2) 略
- (3) 財団法人鳥取県交通安全協会(昭和43年12月23日に財団法人鳥取県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車

(4) 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1)～(8) 略
- (9) 財団法人鳥取県交通安全協会が所有する自動車で専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供するもの

(10)・(11) 略

(10)・(11) 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、平成26年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日前に鳥取県税条例第84条第1項の規定による住宅又は土地の取得の申告をした者が、新条例第106条の2第1項に規定する申告書に同項に規定する書類を添付して、知事が別に定める期日までに知事に提出したときは、新条例第83条の2第2項の規定にかかわらず、同条第1項の申告があったものとみなす。

平成25年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

総務部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他		地方債
2	総務費	1 総務管理費	円	円	円	円	円	円	円	円
		「あべのハルカス」で 鳥取PR事業費	23,824,000	14,924,000						14,924,000
		新鳥取県史編さん事業費	40,328,000	3,890,160						3,890,160
計			64,152,000	18,814,160	0	0	0	0	0	18,814,160

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	総務部総務課	物品 保守	ノートパソコン	3台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	451,008	平成26年5月1日 ～平成30年4月30日	鳥取県総務部総務課 警備員室
2	関西本部	物品 保守	複合機	1台	大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号 富士ゼロックス大阪株式会社 官公庁営業部	月当たり賃借料 1,000円 及び使用1枚当たり 黒 2.20円 カラー11.00円	平成26年4月1日 ～平成28年5月31日	鳥取県関西本部
3	総務部行財政改革 局職員人材開発セ ンター	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	254,016	平成26年4月1日 ～平成30年3月31日	鳥取県総務部行財政 改革局職員人材開発 センター
4	公文書館	物品 保守	デスクトップパソコン	2台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	331,776	平成26年4月1日 ～平成30年3月31日	鳥取県立公文書館

長期継続契約の締結状況について

[変更契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	当初報告日	変更内容	
							変更前	変更後
1	総務部情報政策課	物品 保守	指紋認証装置	400台	鳥取市寺町50番地 株式会社鳥取県情報センター	平成23年2月14日	契約金額 17,066,700円	契約金額 17,113,098円